

令和5年度国民健康保険料率の検討

(1) 検討の視点

① 収支状況

○令和5年度保険料率を据置いた場合、単年度収支は約3億円の財源不足が見込まれる。

(2) 収支均衡への対処

パターン1) 保険料率の据置き

○財源不足の約3億円について、国民健康保険運営準備基金を活用することで歳出に必要な歳入を確保。

※令和3年度末基金保有額 約16億円

パターン2) 基金を活用した、緩やかな保険料率の引上げ

○財源不足の約3億円のうち、基金2億円を活用し、残り1億円は保険料率を引き上げることで財源不足を縮小。

※一人当たりの保険料を比較した場合、据置く場合と比べて年間で約3千円の増(増加率+3%)となる。

パターン3) 保険料率の引上げ

○財源不足の約3億円について、保険料率を引き上げることで賄う。

※一人当たりの保険料を比較した場合、据置く場合と比べて年間で約8千円の増(増加率+8%)となる。

(3) 国民健康保険料率のあり方について

国民健康保険事業費納付金の負担額増による財源不足については、本来、保険料で賄うものであり、制度の持続性や今後の財政運営を考慮すると、保険料率改定が望ましい状況です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の長期化やエネルギー、原材料等の価格高騰による市民生活への影響など諸般の事情に鑑み、鳥取市国民健康保険運営準備基金を活用することにより、令和5年度に限り、保険料率は据え置く方向で検討したいと考えます。

令和6年度以降は、財政運営の健全化に向けて収支の均衡を図るため、鳥取県が求める納付金を注視しつつ、保険料率の引き上げも視野に入れて検討していく必要があると考えます。あわせて、保険料収納率の向上等による歳入の確保や、医療費の適正化、健康寿命延伸に向けた加入者の健康づくりなどに努め、国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、保険者としての一層の取り組みを進めてまいります。

【参考】モデルケース（世帯別）ごとの比較

パターン1（据え置き）…不足額を基金繰入金ですべて賄う。

パターン2（引上げ①）…不足額を基金繰入金と保険料の引き上げで賄う。

パターン3（引上げ②）…不足額をすべて保険料の引き上げで賄う。

A 所得250万円（30代夫婦 子1人）

	据え置き		引上げ①	引上げ②
医療分	210,900円	➔	217,200円	227,400円
支援分	92,400円		101,700円	101,700円
介護分	0円		0円	0円
合計（年額）	303,300円		318,900円	329,100円
増減	—		+15,600円 (+5.14%)	+25,800円 (8.51%)

B 所得250万円（40代夫婦 子2人）

	据え置き		引上げ①	引上げ②
医療分	210,600円	➔	217,000円	227,200円
支援分	92,200円		101,400円	101,400円
介護分	65,700円		65,700円	71,100円
合計（年額）	368,500円		384,100円	399,700円
増減	—		+15,600円 (+4.23%)	+31,200円 (8.47%)

C 年金収入150万円（68歳夫婦）

	据え置き		引上げ①	引上げ②
医療分	19,000円	➔	19,400円	20,300円
支援分	8,100円		8,800円	8,800円
介護分	0円		0円	0円
合計（年額）	27,100円		28,200円	29,100円
増減	—		+1,100円 (+4.06%)	+2,000円 (7.38%)

【参考】所得250万円の具体例

○給与所得の場合

給与所得250万円＝給与収入367.5万円－給与所得控除額117.5万円

○事業等所得の場合

（農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得）

事業等所得250万円＝総収入金額－必要経費

○不動産所得の場合

不動産所得250万円＝総収入金額－必要経費